

## 2024年度版 運行管理者ハンドブック 正誤表

	(誤)	(正)
7ページ 表 中欄	4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を <u>営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、1. 及び2. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</u>	4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を常時有効に保持するとともに、1. 及び2. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、 <u>運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</u>
12ページ 表3段目 中欄	1. 事業用自動車の運転者等ごとに次の(1)～(9)の事項を記載し、かつ、(10)に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。 (1)～(6) 略 (7) <u>事故を引き起こした場合又は運転者に対しては、道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u> (新設)  (8) (9) (10)	1. 事業用自動車の運転者等ごとに次の(1)～(10)の事項を記載し、かつ、(11)に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。 (1)～(6) 略 (7) <u>事故を引き起こした場合は、その概要</u>  (8) <u>運転者に対しては、道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u> (9) (10) (11)
12ページ 表3段目 右欄	・運輸規則第37条 ・(9)は、運輸規則第38条第2項 ・(10)は、一般乗用の運転者にあつては～ ・2. は、一般乗用に限る	・運輸規則第37条 ・(10)は、運輸規則第38条第2項 ・(11)は、一般乗用の運転者にあつては～ ・2. は、一般乗用に限る
23ページ 表2段目 中欄	1. 運転者等ごとに、次の(1)から(8)の事項を記載し、かつ、(9)に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。 (1)～(5) 略 (6) <u>事故を引き起こした場合及び道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u> (新設)  (7) (8) (9)	1. 運転者等ごとに、次の(1)から(9)の事項を記載し、かつ、(10)に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。 (1)～(5) 略 (6) <u>事故を引き起こした場合は、その概要</u>  (7) <u>道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要</u> (8) (9) (10)
23ページ 表2段目 右欄	・安全規則第9条の5、第34条 ・(8)は、安全規則第10条第2項	・安全規則第9条の5、第34条 ・(9)は、安全規則第10条第2項

	(誤)	(正)
56ページ 6行目	<p><b>【乗務後点呼】</b>            運転者に対する<u>乗務</u>後点呼では、次の事項を確認します。</p>	<p><b>【業務後点呼】</b>            運転者に対する<u>業務</u>後点呼では、次の事項を確認します。</p>
56ページ 18行目	<p>* 運転者が所属する営業所以外の地での<u>乗務</u>終了により対面点呼ができない場合は、運転者に携行させたアルコール検知器又は自動車に設置したアルコール検知器を用いて確認し、その結果を報告させる。</p>	<p>* 運転者が所属する営業所以外の地での<u>業務</u>終了により対面点呼ができない場合は、運転者に携行させたアルコール検知器又は自動車に設置したアルコール検知器を用いて確認し、その結果を報告させる。</p>
57ページ 19行目	<p><b>【乗務途中点呼】</b>（貸切バス：夜間長距離運行の場合に限る）</p>	<p><b>【業務途中点呼】</b>（貸切バス：夜間長距離運行の場合に限る）</p>